

名取市手話言語条例の概要説明書

手話は、音声言語とは異なり、物の名称や自らの意思を手指や身体の動き、表情により視覚的に表現する言語である。

これまで、手話に対する理解が得られてこなかったことや、手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったこと等から、ろう者は不便を感じながら暮らしてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を広く普及し、手話による意思疎通をしやすい社会環境の整備を図ることが求められている。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する施策を推進し、手話に対する市民一人一人の理解を深め、手話を広く普及し、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現するため、この条例を制定する。

【説明】

前文では、手話は音声言語である日本語と同様に一つの言語であるとの認識を示すとともに、本件条例の趣旨を説明しています。

手話は、手指や体、表情等で視覚的に表現する独自の言語で、ろう者の中で生まれ大切に育み受け継がれてきました。

しかし、過去の歴史において、手話を言語として尊重されない扱いを受けてきた時代があり、長い間ろう者は、様々な場面で不便を感じながら生活せざるを得ませんでした。

こうした経緯の中、平成18年12月の国際連合総会において、言語に手話が含まれると明記された障害者権利条約が採択され、わが国においても平成23年8月に改正した障害者基本法第3条に言語の規定を設け、手話言語が含まれることを明記、意思疎通のための手段についても選択の機会が確保されなければならないという規定が設けられました。

このことから、本市では、手話が音声言語と対等な言語であることを

広く市民に広め、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現するため、名取市手話言語条例を制定するものであります。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及等に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な事項を定めることにより、市民等に手話及びろう者に対する理解を広め、並びにろう者が手話を使用しやすい環境をつくり、もってろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【説明】

本条は、本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

前文において、条例の制定目的として「ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現」を掲げています。

そのために、この条例の柱とした「言語としての手話の認識の普及」と「手話を学ぶ機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」について、基本理念や関係者の責務を明記し、施策の基本となる事項を定めることによって、「市民等に手話及びろう者に対する理解を広める」とともに、「ろう者が手話を使用しやすい環境をつくる」ことを規定しました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (2) 手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を学ぶ機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
- (3) 手話通訳者 ろう者及びろう者以外の者との間で円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話により支援を行う者をいう。

【説明】

手話言語条例で使用する用語のうち、定義が必要なものについて定めたものです。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- (2) 手話は、ろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識の下に行うこと。
- (3) ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は尊重されなければならないこと。

【説明】

本条は、手話言語条例の柱である「言語としての手話の認識の普及」と「手話を学ぶ機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」を進めるに当たっての基本理念を定めたものです。

手話に関する施策を推進するに当たっては、手話がどのような意義を有するか、ろう者にとって手話はどのようなものであるかを理解した上で推進することが重要です。

この条例では、①手話は文化的所産であること、②ろう者にとって必要な言語であること、③ろう者の権利を尊重しなければならないこと、を基本理念としています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の普及等に関する必要な施策を推進するものとする。

【説明】

本条は、「言語としての手話の認識の普及」と「手話を学ぶ機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」を進めるための市の責務を定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条は、市民等が担うべき役割について定めています。

すべての市民等がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、市民等が基本理念への理解を深めることが必要です。

また、手話に関する施策の推進にあたっては、市民等の協力が不可欠であります。市は市民等に対し手話やろう者への理解・配慮を促すための周知啓発を実施するとともに、手話等の意思疎通手段の活用を推進し、合理的配慮を促します。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【説明】

本条は、事業者が担うべき役割について定めています。

事業者に対し、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう求めるとともに、事業者が意思疎通の支援等ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備について努めることとしています。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

【説明】

本条は、条例制定後の手話に関する施策の実効性を確保するための方向性を定めたものです。

施策の推進に当たっては、既の実施または予定している手話に関する施策について、本条第1項第1号から第4号に規定する施策ごとに整理を行うとともに、既の実施している施策の改善や、新たに施策を実施する必要がある場合には施策の推進に反映します。

第1号の「手話に対する理解の促進に関する施策」としては、手話についての正しい理解や普及啓発に取り組むことを想定しています。

第2号の「手話による意思疎通の支援に関する施策」としては、手話を必要とする方が、情報を取得、または、コミュニケーションをすることがで

きるように、環境の整備を進めることを想定しています。

第3号の「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」としては、ろう者に対する理解を深めていただくことや手話を身近に感じていただくことを目的に市民向け手話講座を開催することを想定しています。

第4号の「市長が必要と認める事項」としては、必要に応じた取り組みを行うことを想定しております。

(手話通訳者等の育成)

第8条 市は、ろう者及び手話通訳者と協力して、手話通訳者その他手話を使用することができる者の育成に努めるものとする。

【説明】

本条は、ろう者及び手話に関わる者と協力し、手話通訳者等のさらなる確保に向け、手話を学ぶ機会の提供を通じて手話通訳者等の育成に努めることを想定しています。

(財政措置)

第9条 市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

本条は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置について定めています。

なお、予算措置については、事業化への効果などを検討した上で、財政状況を踏まえて、措置を講ずるよう努めることを定めるものです。